

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 17日

広島市長

提出者

住所 広島市中区国泰寺町二丁目5-4

氏名 錦建設株式会社

代表取締役社長 迫谷 浩司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-243-2611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	錦建設株式会社
事業場の所在地	広島市中区国泰寺町二丁目5-4
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業 土木・建築工事業
②事業の規模	資本金：1億円、令和6年度完成工事高：34.7億円
③従業員数	71名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生した産業廃棄物は、分別し処理業者へ委託します。収集運搬・処分業者は許可を確認し適正に処理します。

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

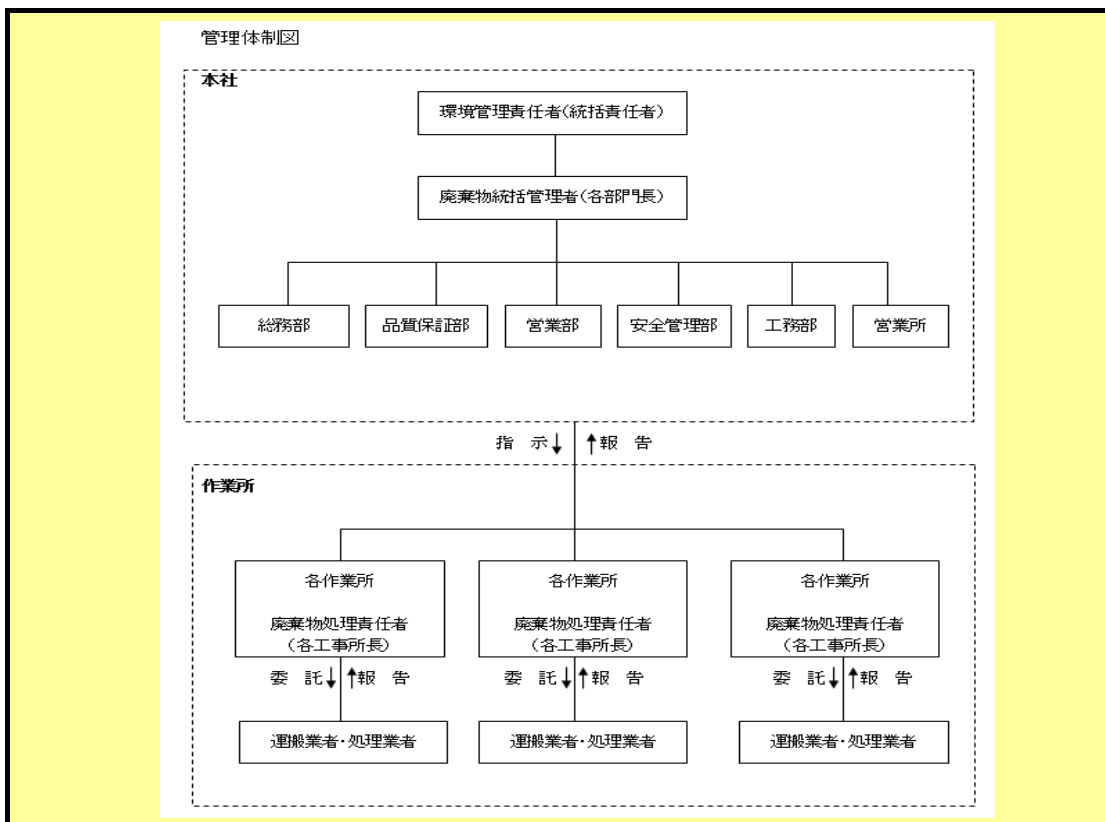
現状:前年度(令和6年度)実績量  
計画:今年度(令和7年度)計画量

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	50	30									50	30	49	30	50	30				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	149	90									149	90	33	60	149	90				
紙くず	26	16									26	16	5	10	26	16				
木くず	458	275									458	275	31	100	458	275				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	19	10									19	10	6	10	19	10				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	20	12									20	12	13	12	20	12				
鋳さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
コンクリート殻	4197	2000									4197	2000	40	100	4197	2000				
アスファルト殻	524	300									524	300	0	100	524	300				
廃石膏ボード	14	9									14	9	5	9	5	9				
混合(管理型含む)	150	90									150	90	21	90	21	90				
合計	5607	2832	0	0	0	0	0	0	0	0	5607	2832	203	521	5469	2832	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

## 別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

### 1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



### 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>必要以上の取壊し作業を抑制し、廃棄物発生量を抑制しています。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>これまでと同様に抑制に努めます。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	ISO14001の手順により、分別収集・保管を実施しています。
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	今後も同様な取り組みを行います。

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	現在実施していません。
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	今後も実施する計画はありません。

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	現在実施していません。
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	今後も実施する計画はありません。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在実施していません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する計画はありません。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、処理業者と適正な委託契約を締結しています。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も、優良認定処理業者および再生利用業者へ委託契約していきます。</p>